

5 自動車関係データ

■概 要

府域における自動車保有台数（自動車登録台数で示す。以下同じ。）は、平成17年度をピークに減少傾向にあり、平成24年3月末現在において約346万台（二輪除く。）であり、府民2.6人に1台の割合で自動車を保有していることになります。また自動車走行量や自動車燃料の販売実績も近年減少傾向にあります。

自動車排出ガス対策については、国において最も基本的な対策である単体規制（新車に対する排出ガス等規制）が順次強化されています。また、自動車NO_x・PM法の対策地域については、車種規制（トラック、バス、ディーゼル乗用車などに適用される自動車の使用規制）を平成14年10月から実施しています。

また、自動車排出ガスの規制基準の遵守及び適正な点検整備の実施の徹底を図るため、著しく黒煙を排出しているディーゼル車について府民から通報を受けて使用者に点検・整備を行うながら「整備不良ディーゼル車府民通報制度」を実施しています。

さらに、対策地域外の車種規制非適合車の走行による窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の負荷割合が増大し、無視できない状況となっていたことから、生活環境の保全等に関する条例(平成19年10月25日、改正公布)を改正し、対策地域を発着するトラック・バス等に車種規制適合車等の使用及び適合車等標章の表示を義務付ける流入車規制を平成21年1月1日から実施しています。